

公 告

令和8年度 佐伯河川国道事務所管内における災害時等復旧対策設計業務(測量及び設計)等に関する基本協定

次のとおり公告します。

令和8年 2月12日

九州地方整備局
佐伯河川国道事務所長 峰 潔毅

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所が管理する直轄区間において、災害等が発生し又は発生の恐れがある場合、または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所において緊急的に測量及び設計業務等を行うことを想定し、あらかじめ実施業者を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(2) 基本協定区間

佐伯河川国道事務所直轄管理区間または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所。なお、佐伯河川国道事務所直轄管理区間は以下の通り。

佐伯河川国道事務所管内 一般国道10号、57号
番匠川、堅田川、井崎川、久留須川

(3) 基本協定の内容

佐伯河川国道事務所直轄管理区間または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所において発生した災害に関する測量及び設計業務等に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的として、施行するものである。

(4) 基本協定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、企業の業務実績、業務成績等の能力から総合的に評価して、協定締結業者を決定する。

(6) 災害時等復旧対策設計業務の実施方法

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に設計等を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

(7) 協定締結日は令和8年3月24日とする。

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県内に主たる営業所(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。)が所在すること。

(3) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度測量業務、及び土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会

社更生法(平成14年法律第154号に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者)については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。なお、令和8年4月1日時点において認定されていない者のした申請は、基本協定を締結する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。

- (4)九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、資料提出締め切り時に指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5)佐伯河川国道事務所管内において、令和3年4月以降に道路又は河川に関する設計業務及び測量業務の実績があること。それぞれの実績は、別件でよい。
- (6)令和3年度以降公告日までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の平均業務評定点が60点以上であること。
ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係を除く)の実績がない場合は、この限りではない。
- (7)緊急業務に対応する体制として、1名以上の測量士及び、1名以上の技術士(総合技術監理部門又は建設部門)もしくはRCCMを早急に対応させることができること。
- (8)警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1)技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 流域治水課
担当: 流域治水課長 成松 政幸
電話0972-22-1880(代) (内線351)
FAX0972-23-2816

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間: 令和8年2月12日(木)から令和8年2月27日(金)17時まで
- ② 交付方法: 技術資料等説明書及び協定締結参加申請書については、佐伯河川国道事務所ホームページ(下記URL)からダウンロードしてください。
これによりがたい場合は、上記(1)の担当部局までご連絡ください。
- ③ ダウンロード URL

<https://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/bousai/saigaijikyouryokukaisya.html>

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間: 令和8年2月12日(木)から令和8年2月27日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所: 上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法: 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CDを添付すること)により提出する。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、当事務所が発注する業務において、総合評価入札制度における評

価項目とする場合がある。

- (3) 当事務所において公示を行っている他の令和8年度における「佐伯河川国道事務所管内における災害時等復旧対策調査業務(地質)等に関する基本協定」において重複して選定された際は、履行の実効性を確認する場合がある。